

令和4年4月1日

保護者のみなさまへ

紀の川市福祉事務所長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う保育料（主食費・副食費を含む）の減免申請の提出について

令和4年度から、新型コロナウイルス感染症に伴う保育料（主食費・副食費を含む）の減免措置を下記の通り適用させていただきます。

対象者となった場合は、所定の申請書を、翌月の15日までに在園している保育所等まで提出いただき、申出のあった期間中の保育料を減免いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1・減免対象

- ①園児が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（保健所の指示する自宅もしくは入院療養期間）
 - ②同居家族が陽性となり、園児が濃厚接触者となった場合（保健所の要請する自宅待機期間）
 - ③施設・クラスの閉鎖により自宅待機となった場合
 - ④兄弟の施設・クラスの閉鎖により、要請に応じて自宅待機となった場合
- ※③、④に関しては、施設が閉鎖を実施した期間内とする。

2. 保育料の取り扱いについて

- ①保育料の減免（日割計算）は、1日単位で適用。
- ②保育料の計算方法

対象月の保育料減免額＝月額保育料÷25日×減免日数

(例) 4月分保育料月額36,000円・減免日数10日の場合

【減免額】 $36,000 \text{円} \div 25 \text{日} \times 10 \text{日} = 14,400 \text{円}$ (翌月の保育料で減額)

【4月分保育料】 $36,000 \text{円} - 14,400 \text{円} = 21,600 \text{円}$

- ・主食費・副食費も保育料と同様に日割り計算を行います。
- ・当月分の保育料は、減免前の金額で徴収し、翌月以降の保育料の納付の際に、減免額分を差し引いた金額を保育料として請求しますが、調整できない場合は、直接保護者へ還付します。
- ・今年度からは減額後の利用者負担額決定通知書等は発行しませんので、口座振替の通帳や納付書等でご確認ください。

ご不明な点があれば、保育班までご連絡ください。

事務担当 紀の川市福祉部 こども課 保育班

Tel.0736-77-2511 (代表)